

## 日本水道協会検査工場の登録に関する規則 対比表

改正前	改正案	備考
<p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 6 月 10 日制定 昭和 54 年 2 月 13 日改正 昭和 59 年 1 月 31 日改正 昭和 61 年 10 月 1 日改正 平成 7 年 12 月 11 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正 平成 12 年 2 月 8 日改正 平成 17 年 4 月 12 日改正 平成 21 年 10 月 22 日改正 令和 2 年 2 月 27 日改正 令和 2 年 9 月 15 日一部改正</p>	<p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 6 月 10 日制定 昭和 54 年 2 月 13 日改正 昭和 59 年 1 月 31 日改正 昭和 61 年 10 月 1 日改正 平成 7 年 12 月 11 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正 平成 12 年 2 月 8 日改正 平成 17 年 4 月 12 日改正 平成 21 年 10 月 22 日改正 令和 2 年 2 月 27 日改正 令和 2 年 9 月 15 日一部改正 <span style="color: red;">令和 4 年 1 月 6 日一部改正</span></p>	<p style="color: red;">&lt;改正の要点&gt;</p> <p style="color: red;">①一部様式の変更</p>
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、日本水道協会(以下、「本協会」という。)の検査工場の登録及び維持について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(検査工場及び登録区分)</p> <p>第 2 条 この規則に定める検査工場とは、第 3 条に規定する登録要件を備える工場で、第 8 条に基づき登録した工場をいう。</p> <p>2 検査工場の登録区分は、第 3 種、第 2 種及び第 1 種検査工場の 3 種類とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第一号の登録要件を満たした工場をいう。</p> <p>(2) 第 2 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第二号の登録要件を満たした工場をいう。</p> <p>(3) 第 1 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第三号の登録要件を満たした工場をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、日本水道協会(以下、「本協会」という。)の検査工場の登録及び維持について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(検査工場及び登録区分)</p> <p>第 2 条 この規則に定める検査工場とは、第 3 条に規定する登録要件を備える工場で、第 8 条に基づき登録した工場をいう。</p> <p>2 検査工場の登録区分は、第 3 種、第 2 種及び第 1 種検査工場の 3 種類とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第一号の登録要件を満たした工場をいう。</p> <p>(2) 第 2 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第二号の登録要件を満たした工場をいう。</p> <p>(3) 第 1 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第三号の登録要件を満たした工場をいう。</p>	

改正前	改正案	備考
<p>付則 この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 8 年 3 月 25 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、経過措置として、この規則への検査工場の移行期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>付則 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則の第 21 条(2)については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>付則 この規則は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。</p>	<p>付則 この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 8 年 3 月 25 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、経過措置として、この規則への検査工場の移行期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>付則 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則の第 21 条(2)については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>付則 この規則は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。</p> <p>付則 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

改正前	改正案	備考																				
<div style="text-align: right;">(第1号様式)</div> <p style="text-align: center;"><b>日本水道協会検査工場登録申込書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 申込者 ㊤</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第5条に基づき、 下記工場の登録を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申込工場名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒 TEL FAX</td> </tr> <tr> <td>代表者役職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査責任者名及び 所属・役職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録水道用品名*</td> <td></td> </tr> </table> <p>*「日本水道協会検査工場登録水道用品名鑑(121-1)」の大分類、中分類、小分類の 名称及び各区分を記載</p> <p>(添付書類) 別紙1「添付書類の作成について」を参照</p>	申込工場名		所在地	〒 TEL FAX	代表者役職氏名		検査責任者名及び 所属・役職名		登録水道用品名*		<div style="text-align: right;">(第1号様式)</div> <p style="text-align: center;"><b>日本水道協会検査工場登録申込書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 申込者 ㊤※1 ( )</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第5条に基づき、 下記工場の登録を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申込工場名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒 TEL FAX</td> </tr> <tr> <td>代表者役職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査責任者名及び 所属・役職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録水道用品名※2</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等(例：〇〇第123号)を記載 してもよい。</p> <p>※2 「日本水道協会検査工場登録水道用品名鑑(121-1)」の大分類、中分類、小分 類の名称及び各区分を記載</p> <p>(添付書類) 別紙1「添付書類の作成について」を参照</p>	申込工場名		所在地	〒 TEL FAX	代表者役職氏名		検査責任者名及び 所属・役職名		登録水道用品名※2		
申込工場名																						
所在地	〒 TEL FAX																					
代表者役職氏名																						
検査責任者名及び 所属・役職名																						
登録水道用品名*																						
申込工場名																						
所在地	〒 TEL FAX																					
代表者役職氏名																						
検査責任者名及び 所属・役職名																						
登録水道用品名※2																						

改正前	改正案	備考																																																								
<p style="text-align: right;">(第7号様式)</p> <p style="text-align: center;">検査証印の検査前表示承認申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会 検査部長様</p> <p style="text-align: right;">登録番号 登録区分 第 種検査工場 検査工場名 ㊟</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第5条に基づき、下記登録水道用品に対する検査証印の検査前表示の承認を受けたく申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="157 1010 1231 1335"> <thead> <tr> <th>登録水道用品名</th> <th>移動ロット対象品</th> <th>適用基準</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※登録区分において、第1種検査工場を申し込む者は、移動ロット対象品に○を付けて下さい。 (添付書類) 別紙1「添付書類の作成について」を参照</p>	登録水道用品名	移動ロット対象品	適用基準	呼び径																									<p style="text-align: right;">(第7号様式)</p> <p style="text-align: center;">検査証印の検査前表示承認申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会 検査部長様</p> <p style="text-align: right;">登録番号 登録区分 第 種検査工場 検査工場名 ㊟※1 ( )</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第5条に基づき、下記登録水道用品に対する検査証印の検査前表示の承認を受けたく申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1285 1010 2347 1335"> <thead> <tr> <th>登録水道用品名</th> <th>移動ロット対象品※2</th> <th>適用基準</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※1 申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等(例：○○第123号)を記載してもよい。 ※2 登録区分において、第1種検査工場を申し込む者は、移動ロット対象品に○を付けて下さい。 (添付書類) 別紙1「添付書類の作成について」を参照</p>	登録水道用品名	移動ロット対象品※2	適用基準	呼び径																									
登録水道用品名	移動ロット対象品	適用基準	呼び径																																																							
登録水道用品名	移動ロット対象品※2	適用基準	呼び径																																																							

改正前	改正案	備考																								
<p style="text-align: right;">(第9号様式)</p> <p style="text-align: center;">日本水道協会検査工場登録継続申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 検査工場名 ㊤</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第11条により、下記検査工場の継続を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="231 856 1154 1339"> <tr><td>登録区分</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>検査工場名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td>〒 TEL ( )</td></tr> <tr><td>代表者役職氏名</td><td></td></tr> <tr><td>登録水道用品名</td><td></td></tr> </table>	登録区分		登録番号		検査工場名		所在地	〒 TEL ( )	代表者役職氏名		登録水道用品名		<p style="text-align: right;">(第9号様式)</p> <p style="text-align: center;">日本水道協会検査工場登録継続申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 検査工場名 ㊤※ ( )</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第11条により、下記検査工場の継続を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1362 856 2285 1339"> <tr><td>登録区分</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>検査工場名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td>〒 TEL ( )</td></tr> <tr><td>代表者役職氏名</td><td></td></tr> <tr><td>登録水道用品名</td><td></td></tr> </table> <p style="color: red;">※申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等（例：〇〇第123号）を記載してもよい。</p>	登録区分		登録番号		検査工場名		所在地	〒 TEL ( )	代表者役職氏名		登録水道用品名		
登録区分																										
登録番号																										
検査工場名																										
所在地	〒 TEL ( )																									
代表者役職氏名																										
登録水道用品名																										
登録区分																										
登録番号																										
検査工場名																										
所在地	〒 TEL ( )																									
代表者役職氏名																										
登録水道用品名																										

改正前	改正案	備考																								
<p style="text-align: right;">(第 10 号様式)</p> <p style="text-align: center;">日本水道協会検査工場登録事項変更申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様  登録区分  登録番号  所在地  検査工場名 ㊟</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第 13 条により、下記登録事項の変更を届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="210 894 1163 1371"> <thead> <tr> <th>登録区分の変更</th> <th>第 種検査工場 → 第 種検査工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場の移転</td> <td>(新所在地) 〒 TEL</td> </tr> <tr> <td>製造設備、検査設備の増設・改造・廃止</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>検査証印の検査前表示の変更・追加</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更</td> <td>(変更内容)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(添付書類)  ※ 変更に伴う必要な書類を「別紙 1 添付書類の作成について」に従って添付すること。</p>	登録区分の変更	第 種検査工場 → 第 種検査工場	工場の移転	(新所在地) 〒 TEL	製造設備、検査設備の増設・改造・廃止	(変更内容)	登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止	(変更内容)	検査証印の検査前表示の変更・追加	(変更内容)	名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更	(変更内容)	<p style="text-align: right;">(第 10 号様式)</p> <p style="text-align: center;">日本水道協会検査工場登録事項変更申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本水道協会理事長 様  登録区分  登録番号  所在地  検査工場名 ㊟※ ( )</p> <p>日本水道協会検査工場の登録に関する規則第 13 条により、下記登録事項の変更を届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1338 894 2291 1371"> <thead> <tr> <th>登録区分の変更</th> <th>第 種検査工場 → 第 種検査工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場の移転</td> <td>(新所在地) 〒 TEL</td> </tr> <tr> <td>製造設備、検査設備の増設・改造・廃止</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>検査証印の検査前表示の変更・追加</td> <td>(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更</td> <td>(変更内容)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等(例：〇〇第 123 号)を記載してもよい。</p> <p>(添付書類)  ※変更に伴う必要な書類を「別紙 1 添付書類の作成について」に従って添付すること。</p>	登録区分の変更	第 種検査工場 → 第 種検査工場	工場の移転	(新所在地) 〒 TEL	製造設備、検査設備の増設・改造・廃止	(変更内容)	登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止	(変更内容)	検査証印の検査前表示の変更・追加	(変更内容)	名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更	(変更内容)	
登録区分の変更	第 種検査工場 → 第 種検査工場																									
工場の移転	(新所在地) 〒 TEL																									
製造設備、検査設備の増設・改造・廃止	(変更内容)																									
登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止	(変更内容)																									
検査証印の検査前表示の変更・追加	(変更内容)																									
名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更	(変更内容)																									
登録区分の変更	第 種検査工場 → 第 種検査工場																									
工場の移転	(新所在地) 〒 TEL																									
製造設備、検査設備の増設・改造・廃止	(変更内容)																									
登録水道用品の追加・辞退・製造の一時中止	(変更内容)																									
検査証印の検査前表示の変更・追加	(変更内容)																									
名称又は組織の変更など第 13 条の項目の変更	(変更内容)																									